

R7. 4. 1 手数料改定に関するQ & A（建築基準法関係）

1 建築確認申請手数料について

質問	回答
省エネ基準適合確認加算手数料は、どのような場合に加算されるのか。	建築物省エネ法施行規則第2条第1項第1号に規定する基準(住宅部分のみの新築又は増改築であって、仕様基準又は誘導仕様基準に適合させること)に適合するか否かの審査を要する場合に加算されます。 省エネ適判を受けた場合や、確認済証の交付前に建築主事等に設計住宅性能評価書、長期優良住宅の認定書又は長期使用構造等の確認書を提出する場合は、加算されません。
省エネ基準適合確認加算手数料について、増築の場合、面積の区分はどのように判断するのか。	増築をする建築物の部分の床面積で判断します。
計画変更の確認申請の際、省エネ基準適合確認加算手数料はかかるのか。	かかりません。
令和7年3月31日までに申請し、令和7年4月1日時点でまだその結果の通知がなされていない場合、手数料はどうなるのか。	改定前の額が適用されるため、改定による差額を納める必要はありません。ただし、4月1日以降、改正後の法令による審査が必要となるため、追加で図書の提出が必要となる場合があります。

2 建築完了検査申請手数料について

質問	回答
省エネ基準適合確認加算手数料は、どのような場合に加算されるのか。	省エネ基準に適合させなければならない建築物の建築(建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築に該当するものは除く)の場合に加算されます。
非住宅建築物で工場の用途に供する部分と事務所の用途に供する部分がある場合、手数料の額はどのようになるのか。	1棟の建築物の中に工場等の用途の部分と工場等以外の用途の部分がある場合、原則として「工場等以外」に掲げる額となります。この場合において、面積の区分は、非住宅部分全体の床面積によるものとします。 ただし、省エネ適判の際に建築物の全部を工場等として取り扱った場合は「工場等」に掲げる額となります。

<p>省エネ基準適合確認加算手数料について、増築の場合、面積の区分はどのように判断するのか。</p>	<p>増築をする建築物の部分の床面積で判断します。</p>
<p>令和7年3月31日までに申請し、令和7年4月1日時点でまだその結果の通知がなされていない場合、手数料はどうなるのか。</p>	<p>改定前の額が適用されるため、改定による差額を納める必要はありません。</p>
<p>省エネ基準適合確認加算手数料について、令和7年3月31日以前に着工した建築物はどうなるのか。</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた計画による建築物(適合判定通知書の交付を受けたとみなされる建築による建築物を含む)の場合に加算されます。加算される額は、改定後の額となります。住宅など今回の法改正で省エネ基準への適合が必要になったものについては加算されません。</p>
<p>省エネ基準適合確認加算手数料について、令和7年3月31日以前に確認済証の交付を受けたが、令和7年4月1日以降に着工した建築物はどうなるのか。</p>	<p>省エネ基準に適合させなければならない建築物の建築(建築基準法第6条の4第1項第3号に掲げる建築物の建築に該当するものは除く)の場合に加算されます(住宅なども含まれます)。</p>